

○議 事 日 程（第 1 号）

平成28年12月 8 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第78号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第79号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第81号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第82号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第83号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第84号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 承認第 8 号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第89号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第14 議案第90号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第15 議案第91号 平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議案第92号 平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議案第93号 平成28年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第94号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第95号 平成28年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第96号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第98号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

- 日程第23 議案第99号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第100号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第101号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第102号 関ヶ原町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第103号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第104号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第29 議案第105号 関ヶ原町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第30 議案第106号 関ヶ原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第107号 関ヶ原町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第32 議案第108号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第109号 関ヶ原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第110号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第35 議案第111号 国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例の制定について
- 日程第36 議案第112号 国保関ヶ原診療所事業奨学金貸与条例の制定について
- 日程第37 請願第2号 関ヶ原病院の診療所化に反対し現行88ベッドの存続を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番 谷口輝男君
3番 子安健司君
5番 田中由紀子君
7番 澤居久文君
9番 川瀬方彦君

2番 室義光君
4番 松井正樹君
6番 中川武子君
8番 楠達男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	教 育 長	中 川 敏 之 君
監 理 官	吉 田 和 司 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
地域振興課長	高 木 久之郎 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	藤 田 栄 博 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	産 業 建 設 課 長	西 村 克 郎 君
水道環境課長	兒 玉 勝 宏 君	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	岩 田 英 明 君
病院事務局長	小 林 好 一 君	西 消 防 署 長	山 本 喜 嗣 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	吉 森 明 博	書 記	小 林 孝 正
書 記	岡 村 加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（澤居久文君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第 4 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3 番 子安健司君、4 番 松井正樹君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（澤居久文君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの13日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの13日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（澤居久文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成28年 8 月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第77号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第 4、議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 子安健司君。

○決算審査特別委員会委員長（子安健司君） それでは、お許しを得ましたので決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査するため、平成28年11月1日、役場委員会室において、午前9時から一般会計の決算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、谷口副委員長、田中委員、中川委員、松井委員、楠委員、川瀬委員の各委員、そして私、子安でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、藤田会計管理者兼税務課長、高木地域振興課長、西村産業建設課長で、職務のための出席は、澤居議長、吉森議会事務局長、岡村書記でございます。

審査は、歳入歳出決算書に基づき歳入についての審議を行い、その後、歳出を款ごとに区切って関係する各担当課長への質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、付託を受けました平成27年度の関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で、監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達しました。

審査の過程においての要望事項につきましては、執行側より本会議において答弁願うことを確認し、午後1時30分に決算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、要望事項の内容については、お手元に配付しましたとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（澤居久文君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

きょう、ちょっと風邪ぎみでございましてマスクをしたままでございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、平成27年度一般会計の決算における指摘事項について回答をさせていただきます。

まず、歳入における町税、使用料等の滞納整理につきましては、毎月、関係各課による徴収担当者会議を開催しておりまして、滞納者に対する情報交換や今後の対応策を検討するとともに、滞納者の納税相談を共同で実施するなど、協力、連携を図っているところでございますが、今後は、さらに未然防止を含めた滞納額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

また、過年度の長期間未納額につきましては、差し押さえ等の滞納処分を積極的に実施しておりますが、なお一層効果が出るよう努力してまいります。

次に、歳出における不用額、流用等につきましては、当初の予算作成時において過大見積もりとならないよう注意し、安易な流用を避け、補正予算においても処理するとともに、年度末までの事業費の確定についても十分精査し、適正な予算執行に努めてまいります。

また、過年度事業の精算処理に一部不適切な事務処理があったことにつきましては、適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（澤居久文君） 委員長報告に対しまして、質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 私は、議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

平成27年度決算では、重度心身障害者福祉年金事業が縮小され、障害1級、2級等の方、2万8,000円、3級の方、2万円で、年2回支給する町単独の事業を1万8,000円に減額、そして施設入所の方には支給されなくなりました。それで決算では、前年度より総額約300万円の支給減となっております。

一方、本決算は歳入歳出残高約3億3,300万円の残高となり、単年度実質収支では4年ぶりに1億2,900万円の黒字となりました。

このような決算状況から見ると、この300万円を縮小する必要はなかったと思います。障害は選べません。社会全体で支えるべきだと思います。

2点目は、マイナンバー制度の事業が進められましたが、早くも漏えい事例が発生しています。茨城県取手市では、自動交付機で発行された住民票に本人の請求がないにもかかわらず、個人番号が印字され、住民は気づかないまま金融機関など第三者に渡っていました。別のある会社では、担当者が車に置いておいたマイナンバー付きの情報が盗まれるということもありました。

このように、これまで指摘をしてきました漏えいの危険性が現実のものとなっています。本人の知らないところで、自分の情報が出回るような制度の導入はやるべきではないと思います。

以上の理由で反対といたします。

○議長（澤居久文君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 私は、議案第77号 平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

国や県、及び地方団体における財政状況は、若干の景気回復の兆しもあるものの、いまだ厳しい状況であります。当町におきましても、人口の減少や高齢化が進み、安定した税収が見込めない厳しい財政状況下にあります。こうした背景のもと、平成27年度の関ヶ原町一般会計の決算を見ますと、諸事業が実施されておりますが、自主財源の確保を図るとともに、依存財源である国県支出金の確保に努め、事業が推進され、さらに義務的経費の抑制及び普通建設事業費である単独事業の縮減と真に必要な予算と適切に事業が実施されたものであったと思います。

反対討論にありました福祉事業の件におきましては、当町においてもやむを得ないことであり、他の事業についても平成27年度の各事業につきましては、議会で慎重に審議を行い、承認したものが適切に執行された収支の決算であります。

よって、私は、平成27年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、委員長報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をお願いするものであります。

なお、決算審査特別委員会からの要望事項につきましては、町長より答弁をいただきましたが、次年度に反映していただくことを強く要望しまして、簡単ではありますが賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は認定することに決しました。

日程第5 議案第78号から日程第11 議案第84号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第5、議案第78号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議案第84号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括して議題とします。

この7議案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 子安健司君。

○決算審査特別委員会委員長（子安健司君） 引き続きまして、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第78号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第84号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを審査するため、平成28年11月1日、役場委員会室において、午後1時35分から特別会計の決算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、谷口副委員長、田中委員、中川委員、松井委員、楠委員、川瀬委員の各委員、そして私、子安でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、藤田会計管理者兼税務課長、三宅住民課長、兒玉水道環境課長で、職務のための出席は、澤居議長、吉森議会事務局長、岡村書記であります。

審査は、後期高齢者医療特別会計から公共下水道事業特別会計まで、各事業会計ごとに関係する各担当課長への質疑を行いながら、決算内容について慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、付託を受けました特別会計について、議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定は賛成多数で、その他の特別会計においては、全委員一致で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達し、午後2時17分に決算審査特別委員会を終了いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（澤居久文君） これより、各議案ごとに順次委員長報告に対し質疑を行い、採決まで行います。

最初に、議案第78号 平成27年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第79号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

介護保険財政の健全化を理由として、平成27年度は65歳以上の第1号被保険者に対して保険料を基準額で5,600円に値上げしました。介護保険導入時と比べると2倍になっています。介護を受ける人がふえれば保険料も上がる、この仕組みはいつかは破綻します。そもそも年金暮らしの方の暮らしは厳しく、月4万円から6万円で暮らしている方も見えます。収入によって保険料の段階は分けられているものの、最低でも2,800円は払わなくてはなりません。

決算では、滞納繰り越しが約160万円、新たな未納が約170万円となりました。この滞納者は、年金から天引きできない低収入の方でして、厳しい生活状況が浮き彫りとなりました。低収入の方の生活を鑑み、減免制度をつくることや県への返済期間を延ばすなど、値上げを抑える対応が必要であったと思います。

以上の理由で反対いたします。

○議長（澤居久文君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 私は、議案第80号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

関ヶ原町では、高齢化率が36%となり、年々上昇しております。また、介護保険の認定者数は、後期高齢者人口の増加に伴い、今後も増加を続け、介護保険の第6期計画では期間の最終年度である2017年度には500人を超え、2025年度には600人を上回ると予想されております。

介護給付費は増加傾向にあり、平成26年度には介護保険料の不足が生じております。このような状況下において、低所得の保険料負担軽減を図り、所得水準に応じた保険料の細分化によってきめ細やかな保険料の見直しがされ、平成27年4月1日より保険料の改正が実施されました。

平成27年度の関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算は、今後進む高齢化社会に対応すべく、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするための見直された予算の執行であり、議会で慎重審議を行い、承認したものが適切に執行された収支の決算であります。

よって、私は、平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成するものであり、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第81号 平成27年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第82号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第83号 平成27年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

これより議案第83号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

続きまして、議案第84号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

日程第12 承認第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第12、承認第8号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第8号について御説明申し上げます。

業務を集中管理する本庁舎内のサーバー室にある空調が故障し、緊急修理が必要となりましたので、修繕料40万円。また、環境衛生管理の公用車でございますが、山中地内におけるJR関連の事故によりまして、現場付近に駐車して業務対応中でございますが、当て逃げと思われる損傷がありまして、修繕料15万8,000円の合計55万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億883万8,000円とする平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第89号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第13、議案第89号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第89号について御説明申し上げます。

人件費等の増額に伴い、平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を、2億845万6,000円から2億859万8,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第90号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第14、議案第90号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第90号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、給与改定による人件費318万3,000円、経済対策分の臨時福祉給付金支給事業2,421万8,000円、重度心身障害者医療費助成金600万8,000円、県補助金を活用したビジターセンター整備予定地の用地測量業務1,214万3,000円など、総額5,511万2,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ42億6,395万円とする平成28年度関ケ原町一般会計補正予算（第7号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第90号 平成28年度関ケ原町一般会計補正予算（第7号）について、詳細の説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ5,511万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ42億6,395万円にするものでございます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

まず、人件費の給与及び職員手当につきましては、提案説明にもございましたが、人事院勧告に基づいて補正をさせていただくものでございます。人件費につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議会費でございます。

こちらの需用費でございますが、議会の所管の議長車でございます。そちらのほう飛び石によりまして、フロントガラスが損傷いたしましたので、修繕料で17万4,000円をお願いするものでございます。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、18ページでございます。

民生費、社会福祉総務費でございます。

臨時福祉給付金の経済対策分の給付のための補正でございます。

支給につきましては、国から今年度内からの開始が求められておりますので、この予算の補正後、速やかに支給準備を進めるため、準備をさせていただくものでございます。予定では、3月初頭には申請書の発生受付開始を予定しております。

補正につきましては事務費関係費用と給付金でございまして、支給額につきましては1人につき1万5,000円となっておりまして、予定は1,500人分の給付額2,250万円を見込んでおります。事務費及び給付金ともに100%国庫補助事業でございます。

なお、申請期間につきましては、最低3カ月間を基準としておりますので、前に12ページでございますが、繰越明許費の明細のとおり、補正予算の一部を平成29年度へ繰り越しさせてい

ただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、老人福祉費でございます。

委託料でございますが、来年度に老人福祉センター施設の取り壊しをさせていただく予定がございます。その設計を行うための費用の補正でございます。

続きまして、福祉医療費でございます。

19番、負担金補助及び交付金でございますが、県歯科医師会福祉医療負担金でございます、これが、あちらからの通知で不足額が発生いたしましたので、8,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

扶助費につきましては、重度心身障害者医療費助成金が9月までの実績額と、あと例年インフルエンザの影響が出ます今後の見込みを合わせまして、当初予算に不足を生じる見込みとなりましたので、600万8,000円増額補正をさせていただくものでございます。

次の介護保険事業費の繰出金につきましては、この後の介護保険特別会計の補正に伴いまして必要となる町費分の繰り出しを補正させていただくものでございます。

続きまして、19ページの児童福祉費でございます。

児童福祉総務費でございますが、報酬でございます。来年度から認定こども園の開始を予定しておりますが、それに伴いまして、今年度内に町子ども・子育て会議の開催が必要となりますので、その開催のための委員報酬1万8,000円を補正させていただくものでございます。

20番、扶助費でございます。これにつきましては、障害児相談支援事業及び放課後デイサービス事業に係る給付費でございます。はびりすと、及びその他の町外事業所の利用がございまして、はびりすにつきましてはこの11月で終了いたしました、今後、それまでの利用の請求がおくれてまいります。また、一部利用者が、はびりすのほうから他の町外事業所のほうへ移行も予定されております。また、町外事業所におきましては、平日以外の利用も多くなっておりますので、それらを考えますと予算が不足することが見込まれますので、増額補正させていただくものでございます。

次に、児童福祉施設費の需用費でございます。これにつきましては、各保育園の遊具の修繕費でございます。

委託料につきましては、今回、西保育園に新しく駐車場をお借りする予定をしておりますので、その土地につきまして事前に草刈り等を行わせていただこうとするもので、補正させていただくものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、当該駐車場の来年1月からの借地を予定しておりますので、その借地料でございます。

工事請負費でございます。上2つにつきましては、整備予定の駐車場から保育園の導線上に古い門扉が今現在ございます。確認しますと、さびもひどく、あけ閉めもままならない状況で

ございますので、これを取りかえさせていただくというものの費用及び駐車場の整備費用に係るものでございます。

それと、あと1つにつきましては、現在各園の放送設備につきまして、建設当時のままのものを使っておりまして、園内等の放送に支障を来しておるという状況でございますので、今回3園につきまして園内放送に必要な機器を取りかえさせていただくため、その工事費を補正させていただくものでございます。

続きまして、衛生費でございます。

保健衛生総務費の扶助費でございますが、未熟児養育医療費でございます。この医療費の給付というのは、身体の発達が未熟なままで生まれ、入院が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を負担する制度でございます。本町におきまして、現在1件該当がございまして、継続して入院が必要ということになっておりますので、当初予算に不足が生じてまいりましたので、増額補正させていただくものでございます。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

5目の斎苑管理費でございます。需用費、修繕料の46万9,000円につきましては、斎場の2基あるうちの1基の火葬炉内の排気装置が不調になっております。そのための修理代でございます。

次の委託料の19万5,000円につきましては、火夫の諸事情でやむなく勤務できないときに委託しております火葬業務委託料の予算の残りがなくなったため、追加させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 20ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農地費、負担金補助及び交付金の広域農道整備事業負担金9万円につきましては、県事業の補正に伴う負担金の増でございます。

続きまして、21ページの林業費、林業総務費、職員手当等の時間外勤務手当10万円及び林業振興費、報償費の捕獲報償金82万5,000円、需用費、消耗品費20万円につきましては、有害鳥獣捕獲の捕獲頭数の増によりそれぞれ予算が不足するため、増額の補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 続きまして、商工費、観光費、委託料1,214万3,000円でございます。

現在整備を予定しております関ヶ原古戦場ビジターセンター予定地において、設計、建築後の敷地管理として、用地実測図等の作成が必要となることから、整備予定地の用地測量を実施するものであります。対象地は、歴史民俗資料館南側駐車場、老人福祉センター敷地を含む、歴史民俗資料館北側駐車場から東首塚北側まで1万5,284.07平米でございます。

本測量につきましては、ビジターセンター建設という県事業に伴う業務である面と、町の財

産管理に伴う業務である面の両面があることを鑑み、10分の10での県補助による町施行で実施することというふうにさせていただきます。以上でございます。

○産業建設課長（西村克郎君） 22ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の繰出金14万2,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） 同じく22ページ、教育費、小学校費、学校管理費の賃金5万1,000円でございます。こちらは、今須小学校の図書整理員の変更に伴う通勤手当の計上漏れがございましたので、補正をさせていただくものでございます。

続いて23ページ、同じく社会教育費、ふれあいセンター管理費の需用費21万6,000円です。こちらの修繕は、センター内の喫茶室系統の空調用室外機が老朽化により故障したため、緊急に修繕が必要となったためのものでございます。

同じく教育費の保健体育費、町民体育館費の需用費17万3,000円です。こちらの修繕は、町民体育館の漏水に係るもので、ボールタップの交換等、緊急に修繕が必要なため補正対応とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、歳入のほうを御説明させていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

まず、国庫負担金におきまして、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金でございますが、障害児施設給付費等負担金として事業費の2分の1に当たります60万円、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金では、母子保健衛生費等負担金の事業費で2分の1に当たります20万円を計上しております。

次に、同じく国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金でございますが、こちらは臨時福祉給付金、経済対策分の給付事業費補助金で2,250万円、同じく事務費補助金で171万8,000円、合計で2,421万8,000円を計上してございます。

次に、県支出金、民生費県負担金の児童福祉費負担金でございますが、こちらは障害児施設給付費等負担金の事業費の4分の1に当たります30万円、衛生費県負担金の保健衛生費負担金では、母子保健衛生費等負担金の事業費、こちらも4分の1の当たります10万円を計上してございます。

16ページをお願いいたします。

県補助金の民生費県補助金の社会福祉費補助金でございますが、清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金で、こちらは老人福祉センター解体工事設計業務の事業費の3分の2に当たります118万1,000円。次に、福祉医療費補助金では、重度心身障害者医療費補助金の2分の1に当たります福祉医療費助成事業補助金で300万3,000円でございます。合わせて418万4,000円を計上いたしております。

同じく県補助金でございますが、商工費県補助金でございます。ビジターセンター予定地の用地測量業務費、こちらは10分の10でございますが、清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金で1,214万3,000円でございます。

次に、前年度繰越金として1,319万3,000円。

雑入といたしまして、自動車災害共済保険金として議長車の修繕分17万4,000円をそれぞれ計上してございます。

次に12ページをお願いいたします。

こちらは、繰越明許費でございます。臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業でございますが、先ほど詳細説明にもございましたが、受付開始が3月となる見込みでございますので、2,306万4,000円を次年度へ繰り越しをさせていただきたいものでございます。

以上が今回の補正でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 議案書の19ページですが、先ほどちょっと課長さんのほうから御説明がありましたが、保育園のほうの駐車場の土地の借り上げ料ということで6万3,000円の賃借料、これは何平米ぐらいあって、将来つくられるのに何台ぐらいを予定されているのか。

それから、出入り口が国道から直接入るのか、入らないのかということで、多分入ると思うんですが、直接入るために安全確保ですね、利用される方の出入り、頻繁にされると思うんですが、そこら辺の対策というか、そういうものも含めて答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） お答えいたします。

面積につきましては800平米ほどございます。台数につきましては、済みません、何台という部分のその辺の計算は今のところちょっとさせていただいておりませんが、面積的には今の現在使っております駐車場に比べましてかなり広い面積となりますので、十分置けるんじゃないかというようなことは、ちょっと考えております。

それから、入り口でございますが、安全確認というようなことを今御質問いただきました。実際現場へ行きまして、国道からの出入りということになるんですが、実際あの場所に立ちますと、比較的あそこはカーブがございますが、ちょうど両方がかなり見渡せるような状況にはなっておりますので、親さんのほうにそういうことをいろいろお願いしながら、確認して出入りをさせていただくというような形で、今のところは考えております。以上でございます。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 18ページの民生費です。

明許の部分で、明許費が2,306万4,000円で、いわゆる総額は2,421万8,000円で、今年度支出分が115万4,000円あると思うんですけど、これの内訳的なものと、それから老人福祉費の老人福祉センター解体工事業務、これ3分の2の県費があるんですけども、解体に関してのうちの持ち分はどうかということをお願いします。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） とりあえず、臨時福祉給付金の繰り越しの積算ということで、実際、申しわけございません、臨時福祉給付金につきましてどれだけ支出が今年度中に進むかというのは、なかなか判断しにくいという部分が実際ございました。それで、その中で、実際にこの補正が通りましてから準備をいろいろ、システムとか申請書用紙等、そういうのを作成等実施してまいります。3月中に発送いたしますので、少なくともこの委託料と印刷製本費を含めた需用費、このあたりはかなり消化できるのではないかというような予想を立てておりまして、この2つを除いた部分ですね。実際には細かい計算をしますと郵便代とか何とかいろいろな出てまいります、実際繰越明許費ということで、これが限度額ということで、この範囲内で繰り越せるのではないかということで、そういうような計算で数字を出させていただいております。

○議長（澤居久文君） 吉田監理官。

○監理官（吉田和司君） 老人福祉センターの解体費用につきましても、同様に町のほうは3分の1ということになっております。

○議長（澤居久文君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

9 番 川瀬方彦君。

○9 番（川瀬方彦君） 今の老人福祉センター解体工事の設計がもう入るという部分で、ちょっと関連になってしまうんですが、解体の時期とかそういうところ、それと、当然それに伴いという部分で、社協等々の関連も全てかかわってくる部分があるかと思しますので、もしわかっている部分で、今年度、例えばどこまでどういうふうにするのかとかという部分で御説明いただければと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 取り壊しですが、ビジターセンターの設計との兼ね合いがあるんですが、今ビジターセンターの設計そのものがおくられている状況ですが、ただ一方で、来年度のイベント以降になろうかというふうに思っています。

○9番（川瀬方彦君） 10月以降に解体が始まる。

○地域振興課長（高木久之郎君） はい。

もちろん、県との調整がありますので、設計にあわせた形で、なるべく長く残していくというような形をとりたいと思います。

○議長（澤居久文君） 吉田監理官。

○監理官（吉田和司君） 済みません、社会福祉協議会の移転につきましても、それにあわせて9月までに移動する、今予定しております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 21ページをお願いします。

ビジターセンターの整備予定地用地の測量業務ですけど、先ほど説明がありました老人福祉センターから東首塚までを含むということなのですが、その理由を教えてください。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 測量で説明の仕方がまずかったので申しわけないですが、建設予定地もさることながら、歴史民俗資料館北側駐車場から東首塚の道路を越した北側のところまでやるということです。この一帯を測量させていただくということです。もちろん隣接する筆を全て測量する形になりますので、老人福祉センターより南側に関しては長い2筆になっておりますので、やらざるを得ないというような状況になってきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今の測量というのは、どういう測量か知らないけど、今ユニチカの跡地の以前に測量してある測量図とかがあると思うんですけど、それはだめなんですか。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 当測量予定地は、北から南に向かってなだらかに傾斜しておりますので、高低差の測量も必要となってきます。まず、これがやっていないということが1点と。ユニチカのときにやってある部分とやっていない部分が混在しているというのがあります。歴史民俗資料館敷地と老人福祉センター敷地においては、当時の土地開発公社において測量がされていないというのがもう1点。当時土地開発公社にて行った測量については、平成17年の不動産登記法の改正に対応しておらず、基準点測量を行っていないということから、改めて老人福祉センター南側の敷地についても測量を行うということでございます。

○議長（澤居久文君） 1番、よろしいかな。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） このビジターセンターの周辺の事業というのは、どういう関係になるんでしょうか。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） まず、ビジターセンターそのものの設計が今進んでいるところですので、それにあわせて駐車場等の周辺も設計を順次行っていく形になります。

○議長（澤居久文君） 何を聞いたかったんですか。

○5 番（田中由紀子君） 要は、周辺を町がやるというふうな話があるので、県はそうやって進められるけど、町としてはどうするのかなあと。子供の遊び場を気にしておるので、そういうのもどこにするかという話を……。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） その用地の利用につきましては、今、県のビジターセンターそのものの設計がこれからかかられると。レイアウトについても、基本構想がちょっと延びておるという状況でございます。

そういったことから言うと、敷地をどのようにビジターセンターそのものが使うかによって、あとの配置等も変わってくる可能性があるということで、今回その整備を、測量する中で、全体構想ができてくるというふうに思っておりますので、そういう形の中で外構も検討させていただくということになります。

○議長（澤居久文君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 先ほどの話で、解体の関係で概略とか金額はわかりますか。

○議長（澤居久文君） 吉田監理官。

○監理官（吉田和司君） 本当の概算の概算では、約3,500万円ほどかかるというふうに聞いております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第91号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第15、議案第91号 平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第91号につきまして御説明申し上げます。

歳出に給与改定に伴う人件費3万7,000円、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金額の変更による不足分が1万2,000円生じたので、後期高齢者支援金に組み替えを行うものでございます。

また、平成27年度国県の負担金等の額の確定、精算に伴います返還金で643万2,000円、総額646万9,000円を追加する歳入歳出予算を組ませていただくということで、平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これより議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第92号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第16、議案第92号 平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第92号について御説明申し上げます。

歳出に給与改正によります人件費11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,563万8,000円とする平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第93号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第17、議案第93号 平成28年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第93号につきまして御説明申し上げます。

歳出に給与改正による人件費9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,809万8,000円とする平成28年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第94号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第18、議案第94号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第94号につきまして御説明申し上げます。

歳出に給与改正に伴います人件費4万2,000円、それから漏水に伴います下水道使用料の還付金が発生いたしましたので10万円、合わせて14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億193万6,000円とする平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第95号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第19、議案第95号 平成28年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号につきまして御説明申し上げます。

収益的支出では、通常修繕費の不足分及び今須中町の浄水場の活性炭取りかえ工事等、合わせて458万2,000円の増額。

また、資本的支出におきましては、平井5号井戸の土地購入に伴う経費及び工事請負費を追加し、合わせて465万円を増額する平成28年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

46ページをよろしく願います。

まず、収益的収入の営業外収益、雑収益の補正額8万2,000円につきましては、水道用の公用車の自損事故に伴う保険金でございます。

次の支出のほうでございますが、営業費用、原水及び浄水費の修繕費320万円のうち通常修繕費50万円につきましては、施設の老朽化等に伴う故障修理費が想定以上となりましたので、補正させていただくものでございます。

また、今須中町浄水場活性炭取替工事270万円につきましては、最近、今須中町の浄水濁度がしばしば上昇するということがありました。その原因が活性炭のろ過材の微細化に伴うということが判明いたしまして、緊急性がありますので交換をいたすものでございます。

第2目の配水及び給水費、修繕費の補正額100万円につきましては、水道管の老朽化等に伴う漏水修理などが想定以上の支出となっておりますので、追加で補正させていただくものでございます。

委託料の30万円につきましては、去る10月12日に、笹尾地内で濁り水の発生で地区住民の皆様大変御迷惑をおかけした原因が、笹尾住宅専用の加圧ポンプ場内の赤さびが原因でしたので、緊急清掃を実施させていただきました。現在、緊急ということではほかの予定額から支出しておりますので、補正させていただくものでございます。

4目の総係費の修繕費8万2,000円につきましては、公用車の自損事故に伴う修理代でございます。

47ページをよろしく願います。

資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費の関係でございますが、こちらは平井浄水場の5号井の用地、こちらのほうにつきまして地主の方から購入できる運びとなりましたので、用地費と、それに伴います所有権移転登記委託料を追加させていただくものでございます。

第2目配水及び給水設備建設改良費、工事請負費の250万円につきましては、現在、ふれあ

いセンターの北側にて施工しております配水管の布設工事におきまして、公門六地内の瑞宝橋の南側で、既設管に接続をするということで掘削をいたしましたところ、図面にはない石綿管でございました。そのため、この際、その部分につきましても最新の耐震管に布設がえをいたしたいということで、追加させていただくものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第96号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第20、議案第96号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第96号につきまして御説明申し上げます。

資本的支出におきまして、診療所への転換に伴います施設改修が必要となりましたので、改修工事費及び設計監理委託料で3,564万円を増額する平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては病院事務局長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 資料の57ページをお願いします。

補正予算（第2号）は、平成29年4月より診療所へ転換することに伴い、工事請負費及び設計監理料の増額補正を行うものであります。

平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）明細書をお願いします。

建設附帯施設の委託料として、改修工事設計監理料324万円と、工事請負費の施設改修工事3,240万円の増額を行うものであります。内訳としまして、経費節減のために旧ボイラー室の

熱源及び電気関係の切り離し工事を行うための工事と、中3階に新たに給湯器の新設を行う工事です。あと、中3階に厨房の新設工事を行いますので、そのための工事費として3,240万円を増額するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔挙手する者あり〕

反対討論から許します。

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、議案第96号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

関ヶ原病院を診療所化に反対する立場です。その内容については、条例の部分でしっかりと討論させていただきたいと思いますが、その立場から、この予算には診療所化の準備のための予算ということで反対いたします。

○議長（澤居久文君） 次に賛成討論を許します。

ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。25分まで。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21 議案第97号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第21、議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第97号について御説明を申し上げます。

これは、関ヶ原病院を診療所へ体制を変更させていただくことに伴う職員の定数を縮小する一部改正でございます。

なお、細部につきましては病院事務局長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

59ページをお願いします。

平成29年4月より診療所にすることから、整理退職、いわゆる分限免職を実施する予定でいます。分限免職を実施するには、職制もしくは定数の改廃の実施が必要となることから、定数の削減を行います。

関ヶ原町職員定数条例第2条第1項の表中の「病院」を「診療所」に改め、「130人」から「46人」に、合計を「266人」から「182人」に改めるものです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 一応、全協でもらった資料があるんですけども、各医療職とかいろいろなものがありまして、一応46という数字は、資料によりますと平成29年4月19日予定の各職員の割り当ての各事務局、医師、医療技術者、看護師、看護助手の各配分のプラス2を足した数字が46という形での資料をいただいているんですが、その前にもらったときには、事務局が5、医師が4、医療技術者が11、看護師17、看護助手6人の計44で、僕は資料を見せていただきました。

ということは、実際に38なのか、資料でいただいた44なのか、それともこのプラス2は必要なのか、そこら辺ちょっとはつきり聞きたいんです。46の数字は限度内で、定数内での数字でするので別にいいんですが、実際に必要人数というものがどれだけなのか、それともこの38にまだ臨時職員がある程度見込んであるのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 今、看護師の数ですが、まだ結構変動しています。一応こちらで、前回お示ししてから、まだやめたいという職員も出てきていますので、ちょっと変動が

あります。

技能労務職、補助看さんも実はまだ、やめたいという人もまた手を挙げてみえますが、ちょっと今まだ内部で詰めておる最中で、大体この定数の46の範囲ではいけるであろうというふうに踏んでいます。

あと、パートさんに関しましては、ここの定数の中には入っていません。看護師数名と看護助手数名、あと医療事務数名は、パートさんで一応賄おうというふうに今考えていますので、この定数の46の中にはその辺は含めてございません。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

反対討論から許します。

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、関ヶ原病院を診療所化にすることを前提にした定数削減であり、診療所化に反対する立場から、この条例案に反対いたします。

○議長（澤居久文君） 次に賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

3 番 子安健司君。

○3 番（子安健司君） 私は、議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正案は、病院の有床診療所化による定数削減であります。これまで、この病院改革においては、全員協議会、病院改革特別委員会等により、議会としても病院存続のため、幾多の議論を重ねてきました。しかしながら、町の厳しい財政状況下において財政の再建と継続した医療の提供を考えれば、有床診療所化とする病院改革は急務でございます。よって、私は、議案第97号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について、賛成するものでございます。

ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第98号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第22、議案第98号 関ヶ原町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第98号について御説明申し上げます。

これは、関ヶ原病院を診療所へ体制を変更させていただくに伴い、定年前早期退職者に対する割り増し対象年数及び割り増し率の拡大のため、定年前に退職する意思を有する職員の募集等を行うに当たり、所定の規定を整備するものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第98号について詳細説明をさせていただきます。

議案書の61ページをお願いいたします。

まずこちらは、平成26年4月から岐阜県市町村退職手当組合では、応募型認定退職の新設並びに定年前早期退職者に対する割り増し対象年数割り増し率の拡大をする退職手当制度の改正がされており、この制度を活用する場合には、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する規定を定める必要がございますので、このたび整備をするものでございます。

第1条では、この募集等に関する必要な事項を定める趣旨でございます。

次に、第2条第1項では、募集に当たり種別を規定するものでございます。第1号では、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象としての募集で、いわゆる1号募集と言われます。また、第2号では、職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制の属する職員を対象とする募集で、15年という年数には関係なく2号募集と言われるものでございます。

同条の第2項では、募集に当たり募集実施要項を定めるものでございます。

次に、同条第3項では、募集実施要項での前項第5号に掲げます職員の記載をする場合の人数の規定でございます。同条第4項では募集期間の記載、また同条第5項では募集の期間延長、また第6項では職員への周知、次ページでございますが、第7項では応募期間の終了、また第8項では募集期間の満了周知をそれぞれ規定し、第9項では1号から5号に規定する以外の職員は募集の期間はいつでも応募し、また応募を取り下げることができるものでございます。

同条第10項では、応募または応募の取り下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであり、任命権者は職員に対して強制はしてはならないというような規定でございます。

同条第11項では、退職予定者の認定について規定をしております。

同条第12項におきましては認定の通知、また13項では退職日の期日の通知、また14項では、認定後において本人の同意をもって退職期日の繰り上げ、また繰り下げができるという規定でございます。

また、続きまして第15項では繰り上げ、繰り下げによる変更の通知、また16項では認定の効力を失う規定、また17項では募集実施要項等の公表を規定するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今回、これ病院の整理退職の関係で条例を制定されるんだと思いますが、各募集の関係をうたっておりますが、募集の対象となるべく職員の範囲というのをうたっているのでもいいんですが、例えば仮に一般職の範囲も考えてみえるのかどうか、お伺いいたします。

病院関連でこれを制定したと思うんですけれども、一般職も。全部の、病院でも一般職が見えるし、いろんな部分で全体の範囲を指定されるという部分で書いてあるんですけど、これを考えてみえるかどうかというのを聞きたい。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 一般事務職につきましては、異動等によって何とか吸収したいということで、現時点ではこれを適応する考えは持っておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今回、病院に関してですけれども、この条例が制定されたことによって、仮に一般職というか行政職とかいろんな部分での、いわゆる執行部分も通用するわけですね、

これは。だから、そういうこともあり得るのかどうかというのを聞いています。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） その御質問の趣旨に沿えば、それはあり得るということに回答させていただきたいと思います。

そういった中で、適正人員というものも含めて総合的に考える時期が来るというふうには思っております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これより議案第98号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第99号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第23、議案第99号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第99号について御説明を申し上げます。

平成28年度人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当率の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第99号についての詳細説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

こちらは、人事院勧告に基づきまして、民間の支給割合に見合うよう期末手当を年間4.2カ月から4.3カ月へ0.1カ月引き上げるもので、平成28年度では12月分の期末手当を0.1カ月引き上げ、2.175カ月から2.275カ月とし、6月分と合わせて4.3カ月に改正するもので、こちらにつきましては平成28年4月まで遡及適用するものでございます。

また、29年度以降は4.3カ月は変更ございませんが、6月を2.075カ月、12月を2.225カ月とするものでございます。

議案書の65ページのほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、附則におきまして、施行につきまして公布の日からとし、第2条の規定は平成29年4月1日、また第1条の規定によります改正後の条例の規定は、平成28年4月1日からの適用としているものでございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

初めに、反対討論から許します。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 私は、議案第99号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

関ヶ原町では、従来より人事院勧告に沿った形で給与の引き上げ、引き下げを行われることは承知をしているものの、現在の関ヶ原町の財政は厳しい状況下であり、町民感情を鑑みれば、今回の期末手当支給割合の引き上げは行うべきでないという理由により反対するものでございます。

ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） 次に賛成討論を許します。

ありますか。ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者なしです。よって、本案は否決されました。

日程第24 議案第100号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第24、議案第100号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第100号について御説明申し上げます。

議案第99号と同様に、平成28年度人事院勧告に基づきまして、常勤の特別職職員の期末手当率の改正を行うものでございます。

今ほど、議案第99号が否決をされましたので、この議案につきましても同様の取り扱いをしていただくと幸いかというふうに思っておりますので、その点を申し添えさせていただきます。提案とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

初めに、反対討論から許します。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 私は、議案第100号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの議案第99号でも反対討論させていただきましたが、現在の関ヶ原町の財政は大変厳しい状況下であり、財政再建に当たる町長みずから、今回の人事院勧告による特別職職員の給与の引き上げは、現在の町の財政状況、町民感情に反していると思います。したがって、今回の期末手当支給割合の引き上げは行うべきでないという理由により反対するものでございます。

ただいま申し上げました趣旨を御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） 次に賛成討論を許します。

ありませんね。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決いたします。

本案の採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者なしです。よって、本案は否決されました。

日程第25 議案第101号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第25、議案第101号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第101号について御説明申し上げます。

平成28年度人事院勧告に基づき、平成28年度分を平均0.2%引き上げる一般行政職等全ての給料表の改正、勤勉手当率の改正、確定拠出年金法の一部改正による給与控除の追加、また扶養手当の改正等を行うものでございます。

細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第101号について詳細説明を申し上げます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

こちらは、今回の改正内容をまとめさせていただいた資料でございます。

8ページから34ページにつきましては詳細な改正資料でございますので、こちらは説明を省略させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

今回の改正は、全て人事院勧告に基づく改正でございます。

第1条関係の給与改定の関係でございますが、こちらは民間給与との格差を埋めるため、平均0.2%を引き上げる人事院勧告により、給料表を改定させていただくもので、平成28年4月1日遡及対応となります。

次に、期末・勤勉手当の関係でございますが、こちらでも民間の支給割合に見合うよう年間0.1カ月を引き上げ、年間計4.3カ月に引き上げるもので、その分につきましては勤勉手当に配分するものでございます。

第1条関係の②をごらんください。

現行の勤勉手当の12月期0.8月が、平成28年12月改正後0.9カ月となり、年間4.2カ月から4.3カ月に改正となります。

また、29年4月以降につきましては、年間4.3カ月は変わりませんが、6月期に0.85、12月期に0.85と改正するものでございます。

表中の括弧書きにつきましては、こちらは特定幹部職員でございます。

また、再任用職員につきましては、年間0.05カ月引き上げる同様の改正でございます。

次に、第2条関係でございます。

こちらは、確定拠出年金法の一部改正に伴いまして、平成29年1月から公務員も加入できることになりました。それをもって、職員の個人型年金加入者掛金を給与から控除することができる規定を加えるもので、こちらは平成29年1月1日の施行とするものでございます。

次に、3条関係でございますが、まず勤勉手当でございます。

表につきましては、第1条と同様でございますが、第1条で今年度につきまして12月期に配分する改正を行うものでございましたので、平成29年4月以降から6月期及び12月期、それぞれ配分を改正するものでございます。

次に、扶養手当の改正でございます。

第3条関係の②の表をお願いいたします。

こちらは、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、それにより得られた原資を子にかかる手当に配分する改正でございます。この改正は段階的に改正するため、附則により読みかえ規定を設け、平成29年4月1日の施行とするものでございます。

以上でございます。御審議のほう賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第102号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第26、議案第102号 関ヶ原町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第102号について御説明申し上げます。

人事院規則等の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を条例で定める必要がございますので、一部改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長より説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第102号について詳細を説明させていただきます。

議案資料の35ページをお願いいたします。

こちらは、人事院規則の一部改正に伴いまして、第1条では第3項ということを追加させていただき、第6条の2項において期間延長後の期間満了日における配偶者の外国勤務が同日後も引き続くことになり、及びその引き続くことが当該延長の申請時に確定しなかったこと、またその他、町がこれに準ずると認める特別な事情を規定するものでございます。

第7条では、配偶者の規定をこの第6条の2において規定をいたしましたので、条文から削除するものでございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第103号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第27、議案第103号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第103号について御説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、税条例を改正する必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 藤田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） 議案第103号の税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

先ほど町長が申しましたように、所得税法等の公布とか法律の関係で改正するもので、内容につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等について分離課税により個人の町民税所

得割として課すというものでございます。

議案資料の37ページをお願いします。

附則第19条の2で特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を新設しまして、第1項で同法に規定する特例適用利子等について、第3項では同法に規定する特例適用配当等について、それぞれ本則第26条の規定にかかわらず分離課税により利子及び配当に係る所得金額に対し、100分の3の税率を乗じて個人の町民税所得割として賦課するというものであります。

また、次の40ページ、19条の3につきましては、これは附則第19条の2を新設しましたので、条ずれによる条番号の改正とか、法改正に伴う法律名の名称の変更などの改正でありまして、内容の変更はございません。

なお、この条例は平成29年1月1日からの施行で、平成30年度課税からの適用となります。以上です。よろしくお願いします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第28、議案第104号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第104号について御説明申し上げます。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保護者の就労状況に関係なく一貫した保育と幼児教育が求められており、平成29年4月から岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例に規定する保育所型の認定こども園として実施するため、条例を全部改正させていただくものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第104号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長も申し上げましたように、現在の保育園におきまして保育所型認定こども園を実施するための改正を行うものでございます。

全部改正ではございますが、改正点につきまして御説明させていただきます。

第1条に第2項を追加いたしまして、岐阜県からの認定により保育所型認定こども園を実施することを規定いたしました。

第2条におきましては、北保育園の廃止に向けまして北保育園を削除させていただいております。

第3条第1項におきましては、保育事業と同時に実施する事業として、時間外保育事業と一時預かり事業を規定し、あわせまして第5条第3項におきまして、それらの事業に係る使用料の納付義務について規定をいたしました。

ちょっと戻りますが、第4条第1項におきましては、入所児童に今回の認定こども園化により新たに入園する1号認定の児童を加えさせていただいております。

その他、以上の改正に伴います字句等の整理等でございます。

この条例の施行日は来年4月1日としておりますが、入園に関する手続等の準備行為は今年度から行えるものとさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 認定こども園について、私はこれまで、1つは同じクラスの中で保育時間が違うということで保育内容に差が出るのじゃないかということと、国との関係で文部科学省と厚生労働省の2つに分かれるので、手続が煩雑になるんじゃないかということを思って、反対の立場を表明してきましたが、これまでの説明の中で、1号認定者であっても夏休みも入れてもらえるということと、あと厚生労働省に一本化されるという点で今回賛成の立場にさせてもらいたいと思います。

それで、条例の中で1つ質問なんです、92ページの第5条第3項、第3条各号に規定する事業を利用する児童の保護者は、第1項に規定する保育料とは別に規則に定める使用料を納付しなければならないというふうになっているんですが、これは何か想定されているのか伺いたいです。

民間の認定こども園だと、例えば英語教育をやるので、その分余分に使用料を取るとか、そういう何か例があるらしいんですけども、ここで何か想定されているのか伺いたいと思います。

○議長（澤居久文君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これにつきましては、第3条の規定の事業ということでございます。時間外保育事業と一時預かり事業、またそれ以外の町長が必要と認める事業ということで、この必要と認める事業につきましては今後のことということで、今は想定はしておりませんが、現在考えておりますのがこの時間外保育事業と一時預かり事業でございます。これにつきまし

て、条例のほうで保育料とは別に使用料ということで徴収をさせていただきたいということを考えておりますので、条例で規定をさせていただいたということでございます。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第29、議案第105号 関ヶ原町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

留守家庭児童教室を改め、放課後児童クラブを設置するという事で、その事業を実施するため、入室資格や保育料の見直し等の全部を改正するものでございます。

細部につきましては学校教育課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 岩田学校教育課長。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） 失礼します。

それでは、関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例について御説明申し上げます。

なお、今回の条例改正のほか、クラブの開設時間や申し込みに関する事など、設置に関する詳細な改正につきましては、教育委員会規則での改正を予定しております。

まず、これまでの留守家庭児童教室からの主な変更点について御説明申し上げます。

まず1点目ですが、名称の変更です。

来年4月からの認定こども園の移行に伴いまして、幼稚園が廃止になりますので、当教室での幼稚園児の受け入れの必要がなくなります。これに伴い、当事業が子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の対象となりますので、その中に位置づけられる放課後児童クラブに名称を変更いたします。

2点目ですが、受け入れ対象者の変更です。

これまでは、幼稚園児から小学3年生までの受け入れとなっておりました。第4条にもございますように、小学1年生から6年生まで引き上げることといたします。これは、幼稚園児がいなくなりますので、空き教室がふえるということもございまして、引き上げをさせていただきます。

3点目ですが、夏休みのみの利用を可能にいたします。

これまでは、夏休みなどは、朝から夕方まで利用していただいております。ただし、夏休

みのみ利用することができませんでしたので、今回の改正により夏季休業日のみの利用もできるということに改正をいたします。

4点目ですが、土曜日を開設いたします。

これまでは、土・日は開設しておりませんでした、土曜日の開設もいたします。

5点目です。開設時間の延長をいたします。

これまで、通常月曜日から金曜日は下校時から夕方午後6時まででありましたが、午後6時30分まで延長をいたします。それから、夏季休業日等は朝の8時半から午後6時までになっておりましたが、通勤に間に合わないというようなお声もいただいておりますので、朝は7時半から夕方は6時半までということで、それぞれ時間を延長いたします。

これらが主な変更点となっております。

それでは、条文のほうに入りますが、第1条から第7条は第4条の入室の資格以外は大きな変更点はありません。

第8条の保育料でございますが、こちらのほうはAからDの階層分けに変更はございません。これまでは、それぞれの階層で一月幾らという設定でございましたが、例えばB階層を見ていただきますと、今4,000円、5,000円、8,000円、1万円と並んでおりますが、今までは月5,000円という設定のみでした。今回、夏休みのみも利用できるということとなりましたので、通常の月と7月、8月、そして夏季休業日のみの場合とそれぞれ設定をすることといたしました。なお、年間を通しての保育料につきましては、B階層で見ていただきますと、5,000円掛ける12カ月で6万円でしたが、4,000円掛ける10カ月プラス5,000円プラス8,000円ということで5万3,000円と若干幾分安く設定をさせていただいております。各階層においても、同じように若干安くなっていると思います。

なお、今回の見直しに当たりまして、事前に保護者アンケートを行い、ニーズを把握した上での改正となっております。

関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例についての御説明は以上とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 大変、涙が出るほどありがたい条例でございます。

それで、一番心配しているのが指導員の確保だと思うんですが、どのように対策をとられるのか伺います。

○議長（澤居久文君） 岩田学校教育課長。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） まず、引き上げによりまして、若干アンケート

の調査でもございましたが、まず6年生の方で入室を希望される方はほとんど見えませんでした。4年生、5年生と高学年に従いまして、やはり利用の数はそれほど伸びないと予想しております。

幼稚園児がなくなりますので、1年生から4年生あたりが主な利用者になろうかと思います。現在の四十数名ほどから、予想ではそれほどふえないのかなという想定はしています。ただ、若干時間等が延びますので、そのあたりは新たに募集をかけるなどする予定をしております。

また、夏季休業日につきましては時間がふえますので、学校のアシスタントであったりとか、支援員の方にお声かけをしてお願いをしていく予定をしております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第106号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第30、議案第106号 関ヶ原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第106号について御説明申し上げます。

小学校に就学している児童を対象に、放課後を利用し児童の健全育成を図るため、児童福祉法第34条8の2第1項の規定により、事業の設備及び基準を整備するものであります。

なお、細部につきましては学校教育課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 岩田学校教育課長。

○学校教育課長兼社会教育課長（岩田英明君） それでは、関ヶ原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

第1条にございますように、児童福祉法第34条の8の2第1項で、放課後児童クラブが含まれる放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村は条例で基準を定めることとされております。

第2条で、この基準を法第34条の8の2第2項で定める厚生労働省令で定める基準のとおりとする条例でございます。

なお、この省令の基準には、教室の面積は児童1人当たり1.65平米以上とりなさいよであったりとか、支援員の数は1教室につき2名以上とするというような細かな基準が定められております。

説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第107号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第31、議案第107号 関ヶ原町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第107号について御説明申し上げます。

農業委員会法の一部改正に伴い、農業委員の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することになりましたので、関連の規定を整備するものであります。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第107号 関ヶ原町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されたことにより、現行の関ヶ原町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに制定をするものでございます。

現行の条例では、選挙による委員の定数は10名で、そのほかに推薦委員としまして議会推薦から2名、農協と農業共済からの推薦がそれぞれ1名の合わせて14名が委員の定数でございました。

改正農業委員会法におきましては、選挙によるものではなく、委員は議会の同意を要件とする市町村長の任命制となり、また委員とは別に農業委員会長が委嘱をする農地利用最適化推進委員も新設をすることになりました。

99ページをお願いいたします。

第2条、委員の定数は11人。こちらは、議会の同意が必要となる委員でございます。委員数の上限につきましては、農地面積が1,300ヘクタール以下の場合は14人ということで、当町は299ヘクタールでございますので、14人までとはなりますが、現行の選挙による委員の定数が各地区ごとということで10名ということでお願いをしておりますので、地区担当を10人、また新たに非農家から1名の委員を入れるということでございますので、合わせて11人とさせていただきます。

第3条、推進委員の定数は3名で、こちらは農業委員会長が委嘱をする委員となります。推

進委員は、100ヘクタールに1人の割合で置くことができるということでございますので、3名とさせていただきます。

第2条の委員は、総会での議決権を有する委員でございますが、3条の推進委員は総会には出席をいたしますが議決権はなく、主に耕作放棄地の発生を予防するための農地パトロール等をお願いする予定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行し、現行の条例は廃止となります。

経過措置としまして、現在の委員は任期満了、平成29年の7月19日でございますが、それまでは在任をすることになります。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 現在、言われたのが選挙が10人で選任が2人、2人の14人ですね。

ちょっと聞きたいのは、今の基準で14人というのは農地利用推進委員を含めて14人なのか、それとも委員の定数が14人なのかということと、それから、推進委員に関しては何人までいいのか、別々なら何人までいいのかということと、それから、今の14人に偶然合わせた数字を選んだのかということ、とりあえずそれでお願いします。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼します。

御質問の委員の定数、上限が14人というふうに御説明させていただきましたが、あくまでもこちらは第2条の委員、もともとの農業委員に当たる部分でございますが、そちらの委員の上限が14名ですが、今回は11人と設定をさせていただくと。それとは別に、推進委員が3名。3名の基準は、先ほども申し上げました100ヘクタール当たりで1名の割合で置くことができるということでございますので、299ヘクタールですので、3名までは置くことができるということでございますので、3名というふうにさせていただきました。

また、定数が合わせて14人ということでございますが、予算の関係もございますが、今の定数が14名でございますので、各地区からの担当委員は10名は確保したいということもあり、また非農家からは1名を出さなくちゃいけないということで、推進委員と合わせて14名というのが現行の定数と一致しますので、そのほうが何かといいのではないかとということで、合わせて14名とさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） この農業委員さんと推進委員の配分はこれでいいんですけど、農業委員会というのがもともとありますよね。その農業委員会の、推進委員も両方とも委員という扱い方なのか、それとも仕事のなものが全然違うのかということで、どういう構造になっているのかちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 総会での議決権を有するのは委員の、今回でいくとお願いしています11名でございます。そちらの委員の内容につきましては、従来の農業委員さんの活動、総会での農地転用の議決、また当然のことながら耕作放棄地の発生の防止、また利用権、農地の集積のことにも携わっていただきますが、新たな推進委員さんの主な役割としましては、耕作放棄地の未然防止が主でございます。また、あわせて農地の利用権の設定というか、なるべく担い手さんに集積をお願いするような段取りをしていただくというのが、推進委員さんの本来の目的ではございますが、当町におきましては、利用権設定、要は担い手さんに農地を集積するというのは、あくまでも相対、つくってくれないか、わかりました、つくりますというような形で進めておりますので、推進委員さんがなかなかそこら辺の業務を担っていくのは難しいんじゃないかということで、主には耕作放棄地の発生防止、農地パトロール等をしていただくということをお願いするつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 1つだけ。11名の委員定数の中に非農家1名というのがあるんですけど、これは従来でもあったんでしょうか。それと、あえて非農家をここの定数の委員の中に入れる理由というか、根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 従来は、選挙による委員さんというのが10名見えました。その方は、当然のごとく農地を所有してみえなくちゃいけないということで、必ず農業者ということとです。そのほかに、議会推薦から2名ということで、議会推薦の2名という方は非農家の方もあり得るということではございましたが、今回ここに書いてございますのは、農業者以外の中で中立な立場で公正な判断ができる者を1名以上は入れろということでございますので、農業者の見地からではない意見も必要ということでの非農家さんということだと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第108号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第32、議案第108号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第108号について御説明申し上げます。

関ヶ原病院を診療所へ体制を変更させていただくことに伴い、国民健康保健事業における第7条第2項中の保健事業の内容において、「病院」から「診療所」に改正するものであります。

詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第109号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第33、議案第109号 関ヶ原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第109号について御説明申し上げます。

これは、病院事業の附帯事業でありました関ヶ原放課後等デイサービスはびりすの廃止に伴い削除するものであります。

詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第110号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第34、議案第110号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第110号について御説明申し上げます。

関ヶ原病院を診療所へ体制を変更させていただくことに伴い、所定の規定を整備するもので

あります。

詳細説明につきましては病院事務局長からいただきます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 議案第110号について御説明させていただきます。

105ページのほうをよろしく申し上げます。

平成29年4月より診療所にすることから、国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例を制定するものです。

内容は、病院と同じ内容ですが、第2条の3項、診療科名を現在ある消化器外科、乳腺外科、肛門外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、脳神経外科を廃止し、全部で10科とします。

4項の病床数を19床とするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 診療所にする条例ということで、この間、全協や特別委員会で財政シミュレーションが出されてきたと思うんですけども、前回のときにシミュレーションを出された部分について、当初は救急を引き続き続けるということでシミュレーションが出されていたのが、救急もできないという方向になったということなんですが、その分は交付税が減額されるのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 交付税に関しましては、前年度の実績ということになっていきますので、来年度に関しては交付税がいただける予定であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、平成30年度からはその分は来ないと。5,000万円か6,000万円ぐらいは来ないというふうで考えていいということですね。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第35 議案第111号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第35、議案第111号 国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第111号について御説明申し上げます。

関ヶ原病院を診療所へ体制を変更させていただくことに伴い、使用料及び手数料の徴収に関する規定を整備するものであります。

なお、詳細説明につきましては病院事務局長からいただきます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 失礼します。

平成29年4月より診療所にすることから、国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例を制定するものであります。

内容は病院と同じ内容で、名称変更のみを行っていますので、詳細は割愛します。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第36 議案第112号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第36、議案第112号 国保関ヶ原診療所事業奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第112号について御説明申し上げます。

関ヶ原病院を診療所へ体制変更をさせていただくことに伴い、奨学金の所定の規定を整備するものでございます。

詳細説明につきましては病院事務局長からいただきます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長（小林好一君） 議案第112号について御説明させていただきます。

112ページをお願いします。

平成29年4月からの診療所においても、看護師確保のための学資を修学期間中奨学金として貸与するものであります。

その第3条、奨学資金として貸与する金額と区分ですが、医学部大学院生にも貸与を設けていましたが、応募者がありませんでしたので、以後は削除させていただきます。

第4条、奨学金には利息は付さないですが、旧条例では奨学金の貸与を受けている者は、貸

与を辞退したときまたは貸与の目的を達成する見込みがないと認めたとき、奨学金の貸与の決定取り消されたときや返済の期間満了前に退職したときには、年7.30%の割合で計算した利息を付することになっていましたが、他病院では利息を取るということはしていないため、利息は付さないこととしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第37 請願第2号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（澤居久文君） 日程第37、請願第2号 関ヶ原病院の診療所化に反対し現行88ベッドの存続を求める請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 関ヶ原病院の診療所化に反対し現行88ベッドの存続を求める請願について、紹介議員の趣旨説明をさせていただきます。

関ヶ原町の地域医療を考える委員会の提言を受け、町は昨年5月に関ヶ原病院の指定管理導入検討の方針が出され、昨年11月には断念するとの報告がありました。

その後、看護師の退職により療養病床の削減で、ことし4月から88床になりました。

ことしの5月には、新院長から幾つかのパターンが示され、6月には2回目のシミュレーション、7月8日に3回目のシミュレーションが示され、7月には町はまだ判断をしていませんでした。議会としては、町長の方針をまず出すべきだという方向で、議会として診療所ということはまだ言っておりませんでした。そして8月8日に、初めて有床診療所の方針が町から表明され、議会の病院改革特別委員会でこの診療所の方向性を初めて確認したという流れになっています。

この間の提出された資料は公にしないという話になっていました。そして、8月28日に町民説明会が行われましたが、シミュレーションも示されず、町民にとってはいきなり診療所化ということになります。町民のいろんな方から不安の声を聞いております。余りにも拙速な決め方と言わざるを得ません。

関ヶ原病院は、昭和25年の開設から町民の命と健康を守る拠点として、暮らしに深くかかわってきました。病院から診療所にするという大きな変更については、広く町民の理解を得ることが必要であり、町民の声をもっと聞くべきだと思います。

私は、この請願の趣旨に賛成し紹介議員となりました。ぜひとも御理解をいただき、賛同い

ただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（澤居久文君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。請願第2号は、会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第2号は総務民生常任委員会に付託の上、審査すること
に決しました。

散会の宣告

○議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす9日から19日までの11日間は休会といたしたいと思います。これに
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日9日から19日までの11日間は休会とすることに決しまし
た。

来る12月20日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは13日火曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある
方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時30分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

